

63 高次脳機能障害に係る支援普及事業支援拠点機関の政令指定都市への適用

提出先 厚生労働省

【提案項目】

高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業について、政令指定都市における専門性の高い支援体制を確保していくため、政令指定都市においても、発達障害への支援と同様、リハビリテーション機能を有する機関等に支援コーディネーターを配置し、支援拠点機関として位置付けるよう、要綱改正等を講じること。

【提案理由等】

本県では、神奈川総合リハビリテーションセンター（厚木市）が、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業支援拠点機関となり、全県を対象として支援を行っている。現状では、相談支援など個別的な支援が増えており、全県1箇所の支援拠点機関だけで対応していくのは限界であるため、政令指定都市にあるリハビリテーション機能のある機関においても、支援コーディネーターを配置し、支援拠点として位置付けることによって、より広域的で専門性の高い支援体制を確保することが必要である。